〃	第五回	十七億円	八十六円二十銭		
〃	〃	三十二億円	八十六円四十五銭		
〃	第六回	八十億円	八十五円七十五銭		
〃	〃	四十七億円	八十五円九十五銭		
〃	第七回	三十五億円	八十五円二十二銭		
〃	〃	八億円	八十五円二十五銭		
〃	〃	十四億円	八十五円二十七銭		
〃	〃	十五億円	八十五円五十二銭		
〃	第八回	四億円	八十五円三十三銭		
〃	〃	五十一億円	八十五円三十五銭		
〃	〃	三十三億円	八十五円四十銭		
〃	〃	七十億円	八十五円四十五銭		
〃	〃	七十九億円	八十五円五十銭		
〃	第九回	六十二億円	八十六円十九銭		
〃	〃	十一億円	八十六円二十一銭		
〃	〃	五億円	八十六円二十五銭		
〃	〃	二十億円	八十六円三十七銭		
〃	第十回	五十五億円	八十五円五十五銭		
〃	〃	十億円	八十六円四十一銭		
〃	〃	五億円	八十五円八十四銭		
〃	〃	二十億円	八十五円八十銭		
〃	〃	十億円	八十五円七十五銭		
〃	〃	五億円	八十五円七十二銭		
〃	〃	八十八億円	八十五円六十五銭		
〃	第十回	五十五億円	八十五円五十五銭		
〃	〃	六億円	八十四円三十五銭		
〃	第十四回	五億円	八十五円八十四銭		
〃	〃	二十億円	八十五円八十銭		
〃	〃	十億円	八十五円七十五銭		
〃	〃	五十億円	八十四円五十七銭		
〃	第十五回	五億円	八十五円六十三銭		

○財務省告示第二百五十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年六月二十二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日

財務大臣　与謝野　馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格		
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	一億円	九十八円八十一銭		
〃	〃	三億円	九十八円九十銭		
〃	第九回	七億円	九十七円八十銭		
〃	〃	二億円	九十七円六十銭		
〃	第二十四回	十一億円	九十七円九十銭		
〃	第二十五回	六億円	九十六円九十銭		
〃	第二十六回	百億円	九十六円九銭		
〃	第三十一回	百九十億円	九十三円三十一銭		
〃	第三十五回	九十五億円	九十三円十銭		
〃	第三十六回	四百七十億円	九十二円八十四銭		
〃	第三十八回	五億円	九十六円二十銭		
〃	第四十八回	七十五億円	百一円四十二銭		
〃	〃	五十億円	百一円四十五銭		
合計	〃	一千十五億円			

〃	〃	五億円	八十五円六十五銭		
〃	〃	二十四億円	八十五円七十一銭		
〃	〃	十億円	八十五円七十三銭		
〃	〃	五十億円	八十五円七十七銭		
〃	〃	五億円	八十五円九十七銭		
〃	第十六回	四億円	八十四円六十八銭		
〃	〃	十七億円	八十四円七十六銭		
〃	〃	五十億円	八十四円八十六銭		
合計	〃	一千百二億円			